

44宇宙委第52号

昭和44年6月16日

殿

宇宙開発委員会委員長
木内 四郎

第15回宇宙開発委員会定例会議の
開催について

標記会議を下記により開催しますので、ご出席下さい。

記

1. 日時 昭和44年6月18日(水)
午後3時30分～4時30分
2. 場所 科学技術庁第2会議室
3. 議題
1 昭和45年度宇宙開発関係経費の見積りに
ついて
2 衛星測地に関する日ソの共同観測計画につ
いて
3 宇宙開発事業団の設立準備について

第15回宇宙開発委員会定例会議事次第

- 1 昭和45年度宇宙開発関係経費の見積りについて
- 2 衛星測地に関する日ソの共同観測計画について
- 3 宇宙開発事業団の設立準備について

配布資料

- 委15-1 第14回宇宙開発委員会定例会議事要旨
- 委15-2 昭和45年度宇宙開発関係予算の見積りの
処理について
- 委15-3 衛星三角法に関する同意

第 / 4 回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

気象庁気象研究所高層物理研究部長

関原 彊

郵政省電波監理局無線通信部長 (代理: 電波監理局
技術調査課 中条 晶雄)

建設大臣官房技術参事官 (代理: 大臣官房技術調査官
中村 六郎)

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長

堀之北 克朗他

1 日時 昭和44年6月4日(水) 午後3時~4時

2 場所 科学技術庁第2会議室

3 議題 (1) 前回議事要旨の確認
(2) 国際連合宇宙空間平和利用委員会法律小
委員会第8回会期について

4 出席者

委員長代理 山 県 昌 夫

委 員 関 義 長

委 員 吉 謙 雅 夫

関係行政機関職員

外務省国際連合局外務参事官 (代理: 国際連合局科
学課 江 口 暢)

文部省大学学術局審議官 (代理: 大学学術局学術課
飯 田 益 雄)

通商産業大臣官房審議官 (代理: 重工業局航空機武
器課 青 野 敬 吾)

通商産業省工業技術院総務部長 (代理: 総務部総務
課 三 宅 信 弘)

運輸省大臣官房参事官 (代理: 大臣官房副政策計画
官 清 水 正 義)

気象庁総務部長 (代理: 観測部高層課
中 村 繁)

5 配布資料

委 / 4-1 第 / 3 回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

6 議事要旨

(1) 前回議事要旨の確認

「第 / 3 回宇宙開発委員会定例会議議事要旨」が確認
された。

(2) 気象研究所における宇宙開発関係研究について

第 / 2 回宇宙開発委員会定例会議において説明が行なわ
れた気象庁気象研究所の昭和44年度業務計画に関連し
て、同研究所高層物理研究関原部長から次のような補足
説明があつた。

本年度はわが国に適した気象衛星を開発するために、
その衛星搭載機器の研究開発に着手しており、その第
1段階として前年度に引き続きテレメータを含め
た赤外放射計の研究開発をするとともにその予備的

測器を試作して雲頂と地面温度および夜間の雲の分布の観測実験を行ない信頼性を確かめることとしている。

(3) 国際連合宇宙空間平和利用委員会法律小委員会第8回会期について

外務省国際連合局科学課江口補佐から、国際連合宇宙空間平和利用委員会法律小委員会第8回会期について

- 会議は本年6月9日から7月4日までジュネーブにおいて開催され、宇宙空間の定義および利用ならびに宇宙損害賠償協定に関する審議が行なわれる予定である。

との説明があつた。

また同小委員会の議題のうち、宇宙損害賠償協定については、問題となる主なものとして、次の事項について、各国の態度、わが国の対処方針などの説明があつた。

- 原子力損害として、(i)宇宙機器が、地上原子力施設、原子船などに落下して発生した原子力損害(ii)原子力機器を搭載する宇宙機器による原子力損害等を本協定の対象とするのか。
- 損害賠償額は無限責任とするのかまたは有限責任とするのか。
- 損害額算定基準としては国際法および各国国内法のうちどれを選ぶか。
- 第三者による強制仲裁の規定を設けるのかどうか。
- 国際機関を本協定の対象とするのかどうか。
- 損害賠償請求提起の期限をどうするのか。

以上の説明ののち委員の質問に対して次のとおり補足説明があつた。

- (イ) この協定に関する審議に当つては救助返還協定を考慮し、打上げ国と損害国との間の権利義務の釣合いをはかりたいと考えている。
- (ロ) この協定が出来た場合これに合わせて国内法を整備する必要が出てくることも考えられる。
- (ハ) 宇宙損害賠償協定を作成するに当つては、宇宙条約の当事国は、宇宙条約の諸規定を十分考慮し、それを尊重しなければならないものと考えられる。
- (ニ) 原子力損害を及ぼす可能性のある宇宙機器装置としては原子力推進装置(原子力エンジン)、原子力電池などが考えられている。

昭和45年度宇宙開発関係予算の見積りの処理について(案)

年 月 日

宇宙開発委員会

昭和45年度宇宙開発関係予算の見積りに関する事務は、宇宙開発委員会設置法第2条第1項第3号に基づいて、下記により処理するものとする。

記

1. 関係行政機関（科学技術庁を除く。）の宇宙開発に関する予算は、関係行政機関の宇宙開発に関する予算から、人件費および人当庁費を除いたものとする。
2. 前項の予算については、関係行政機関（科学技術庁を除く。）は、財政法第17条第2項の予算の見積りに関する書類の原案を作成し、昭和44年8月2日までに科学技術庁研究調整局に提出するものとする。
3. 前項の原案については、科学技術庁研究調整局の直接所管する予算の見積りに関する書類の原案とともに宇宙開発委員会に提出するものとする。
4. 宇宙開発委員会は、前項により提出された原案につき審議し、所要の調整を行ない、予算の見積りに関する決定を行なう。
5. 宇宙開発委員会は前項の決定に基づき内閣総理大臣に対して意見を述べるものとする。
6. 宇宙開発委員会は、前各項の処理に先立ち、次の調整を行なうものとする。
 - (1) 関係行政機関は前第2項の「予算の見積りに関する書類」の原案の要求構想を昭和44年6月30日までに科学技術庁研究調整局へ送付するものとする。
 - (2) 前号の要求構想は前第3項の「予算の見積りに関する書類」の原案の要求構想とともに宇宙開発委員会に提出するものとする。
 - (3) 宇宙開発委員会は、前号により提出された要求構想につき審議し所要の調整を行なうものとする。
 - (4) 関係行政機関は前号の調整に基づいて「予算の見積りに関する書類」の原案の作成を行なうこととする。

昭和45年度宇宙開発関係予算の見積り処理日程

	6月			7月				8月				
	15	22	29	6	13	20	27	3	10	17	24	31
宇宙開発委員会の見積り	予算要求構想資料作成(各省)			予算要求構想の調整(委員会)				予算見積り書類原案作成(各省)				
	幹事会 各省の原案提出要求		予算要求構想提出					見積り書類原案提出	委員会見積り(委員会)			
科学技術庁の予算見積り方針の調整				各省予算要求構想調整(宇宙企画課)				調整意見書作成(研究調整局)				
				各省予算要求構想調整(研究調整局)				宇宙関係予算見積り方針の調整(宇宙企画課)				
				大蔵省主計局あて要望書作成(研究調整局)				委員会見積り答申作成(研究調整局)				
											総理大臣報告 委員会決定	

衛星三角法に関する同意

(案)

天文学および衛星測地学の領域における科学上の国際協力を発展するために、東京天文台、水路部、国土地理院からの出席者およびソ連邦科学アカデミー天文学評議会マセビッチ教授は、広範な討議の後に下記の事項を目的として、人工衛星の協同写真観測を1969年に始めることに意見が一致した。

1. 東アジア測地弧の設定(ソ連邦東部-日本-太平洋諸島-オーストラリア-南極)。

2. 衛星三角による大陸漂移決定の可能性に関する検討

この研究は相互に同意した期間においてソ連邦および日本の観測所(固定および臨時)から同時追跡観測を行なうことによって達成されるものである。観測データの精度および同質性の予備的決定のためにソ連邦のAFU-75写真望遠鏡1台を日本の観測点数か所に設置し、現地の観測機械と共同観測を行なう。(写真望遠鏡の輸送および設置の費用はソ連邦科学アカデミーが負担し、日本側は望遠鏡の設置場所を提供する)。

観測計画の運営、調整は東京天文台が担当する。観測結果は科学目的のために両国側に均等に相互に交換するものとする。両国側はこの国際協力のわくの中で研究者および観測員の相互交換が望ましいことを表明する。

日本側を代表して 広瀬 秀雄

ソ連邦側を代表して アラ・マセビッチ

昭和44年5月7日 東京

AGREEMENT OF SATELLITE TRIANGULATION

(Draft).

Aiming to develop scientific international co-operation in the domain of astronomy and satellite geodesy, the attendants of the Tokyo Astronomical Observatory, the Hydrographic Department, the Geographical Survey Institute and Professor Masevič of the Astronomical Council of the USSR Academy of Sciences (USSR), after an extensive discussion have agreed to start in 1969 co-operative photographic observations of artificial satellites for the following purposes:

1. The establishment of an East Asian Geodetic Arc (Eastern part of the USSR - Japan - Pacific Islands - Australia - Antarctic).
2. Investigations of the possibility of continental drift determination by means of Satellite Triangulation.

This research will be accomplished by means of simultaneous tracking from USSR and Japan stations (permanent and temporary) during time intervals mutually agreed. For preliminary determination of the accuracy and homogeneity of the data obtained, a USSR camera AFU-75 will be installed for about 2 months at several Japanese stations to work together with existing equipments. (The cost of the transportations and the mounting of the camera will be taken by the USSR Academy of Sciences; the Japanese part furnishes the housing of the camera).

The co-ordination of the observing campaigns will be taken by the Tokyo Astronomical Observatory. The results of observations will be equally accessible for both parts for scientific use. Both parts express the desire that mutual exchange of scientists and observers in the frame of this co-operation be effectuated.

for the Japanese part

for the USSR part



A. Masevich

Tokyo, 17th May, 1969